

法学部　自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 学部の理念・目的

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(2) 養成すべき人材像

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 教育研究の目的

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

①理念・目的の明確化

②実績や資源から見た理念・目的の適切性

「権利・自由」「独立・自治」という建学の理念は、創立130年を迎える現在の法学部においても教育の基本理念となっている。もちろん、国際化・情報化が急速に進展しつつある現代社会のなかで、建学の理念を具体化することは大きな課題である。この課題にこたえるため、現在の法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という目的を掲げ、建学の理念に新たな内容を込めようとしている。そのため、豊かな教養教育に加えて、2005年度からは「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「法と情報コース」「国際関係法コース」という5コース制を導入し、激動する時代にも対応しうる良き市民の育成を図っている。すなわち、「法曹コース」では法科大学院時代における基礎的法曹教育を、「公共法務コース」では公務員養成を念頭においた市民サービスとしての法学教育を、「ビジネスローコース」では法令遵守を必須とする国際ビジネスシーンにも対応しうる企業法務教育を、「法と情報コース」では情報技術にまで踏み込んだネットワーク時代の法学教育を、「国際関係法コース」では外国の文化や歴史をふまえた広い視野からの法学教育を目標とし、各コース教育に最適な教員を配置することでその実現をめざしている。このような目的の適切性は卒業生の進路によって裏付けられている。

③個性化への対応

本学部では、5コース制の採用に加えて、近年の国際化、情報化の著しい進展に対応すべく、英語で学ぶ法律科目を複数開講し、国際舞台においてその専門知識を活用できる学生の養成を目指している。そのため2006年から、オーストラリアの西シドニー大学法律・ビジネス学部と提携して、「西シドニー大学との協働による法学教育」プログラムを実施してきた(参加者は2006年度6名、2007年度23名、2008年度12名であった)。しかし、2009年度は相手方大学と開催合意に至らず見送ることとなった。そこで

2009 年度はケンブリッジ大学と夏季法学研修について交渉し、2010 年度からケンブリッジ大学において研修を開催することとなった。

さらに国際化を推進するため、夏期休暇中に外国人に英語で日本法を教える「Meiji University Law in Japan」プログラムを実施した。当プログラムには外国人学生 4 名、日本人学生 3 名が参加した。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

①構成員に対する周知方法と有効性、②社会への公表方法

理念・目的・教育目標等については、大学ガイド、学部ガイド、ホームページ等を通して広く周知を図っている。加えて、学生に対しては授業とりわけ 1 年次に設置した演習科目（「法律リテラシー」ならびに「教養基礎演習」におけるほか、各種ガイダンス・印刷物・掲示・ネットを介したニュース配信等によって、また、教職員に対しては先の媒体のほか各種委員会における報告、学部ガイド・シラバス等の執筆依頼を通して、理念の共有を図っている。兼任教員に対しても懇談会を開催し意見交換をしている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

社会の変化や社会的要請に対する学部理念の適応度を検証するため「カリキュラム運営専門部会」を設置し、コース制、カリキュラムの有効性・実効性を検証し、本学部の理念・目的を時代の要請に適応させるようカリキュラム内容の見直しを図っている。また、在学生に対するカリキュラムについてのアンケート調査、卒業生に対する進路調査を通して、学部目標の実現度・社会的貢献度を検証している。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

大きく変化しつつある現代社会に対応できる人材を育成すべく、5 コース制を採用しているが、その効果は卒業生の進路に現れている。法曹コースについては法科大学院への進学者が 2008 年度 86 名 2009 年度 88 名（既卒者を除く）を数える他、2009 年度卒業生の進路は、公共法務コースでは公務員が 88 名、ビジネスローコースではとりわけコンプライアンスが強く求められる金融・保険分野に 83 名が就職している。

教育目標を教員・学生が共有するため、少人数ゼミナールを核とする＜教育の親密圏＞の創出によって、人間性涵養と先端的法学教育を行なっている。2009 年度は 3 年生が全学生 880 名中 810 名、4 年生が 1,209 名（留年生含む）中 941 名が専門演習授業を履修した。

よりきめ細かな教育を実施するため、多人数授業の解消を進めている。2009 年度における、多人数授業（200 名以上）は、前期が 19 コマ、後期が 17 コマであった。

インターネット上のポータルページを含め多様な媒体を通して学生および教員の学部理念等の共有が可能となっている。ポータルページについては 90 % 以上の学生が利用している。

英語による法律授業と夏期海外法学研修の継続的な実施により、国際化への関心が高まっている。2010 年度ケンブリッジ大学夏期法学研修では 15 名定員のところ、30 名の応募があった。

(2) 改善すべき点

- 新コース制の効果を多角的に検証する必要がある。

- ・ 多人数授業の解消など適正規模の教育環境の実現に改善の余地がある(2009 年度における、多人数授業(200 名以上)は、前期が 19 コマ、後期が 17 コマ)。
- ・ 設置科目の約半数を兼任教員が担当する教育からの脱却が求められる。
- ・ 兼任教員との接点が少なく、教育目標の共有が不十分である可能性がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 卒業生に対するアンケートをより充実させる。
- ・ 多人数授業改善のため、2010 年度授業計画において多人数クラスの分割等、改善に努める。
- ・ ケンブリッジ大学における夏季法律講座を継続的に開講する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

長中期的目標として、現行の 900 名定員を 700 名へ削減することを含め、教育環境の適正規模実現に向けて、「法学部将来計画検討委員会」において検討する。あわせて兼任教員に依存する教育を改めるため、カリキュラムの見直し、専任教員の増員・補充を図る。

5 根拠資料

資料 1 法学部便覧

資料 2 2009 年度卒業生コース別進路

資料 3 明治大学 ホームページ (URL : <http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/>)

資料 4 明治大学 ホームページ (URL : http://www.meiji.ac.jp/hogaku/law_jp/)

資料 5 明治大学ガイド

資料 6 明治大学法学部ガイド

I - 2. 理念・目的に基づいた、特色ある取組み

1. 目的・目標

国際化への対応が遅れている法学部教育の国際化を促進する。

2. 現状 (2009 年度の実績)

- ・ すでに開講している英語による法律科目 (Introduction to Modern Law I / II, Business Law in English, Legal Writing) に加え、留学基礎講座開設のためのカリキュラム改定を行なった。
- ・ 外国人学生に英語で日本法を講じる「Meiji University Law in Japan Program」を実施した。
- ・ ケンブリッジ大学と提携して 2010 年度よりケンブリッジ大学において夏期法学研修を実施することを決定した。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

留学に関心を持つ学生が増加した。

- ・2010年度ケンブリッジ大学夏期法学研修応募者：30名
- ・2008年度～2009年度協定校留学生：4名

(2) 改善すべき点

各講座への参加者が少ない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

広報活動を充実させる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

外国における夏期法学研修を複数地域で実施する

Law in Japan Program の開講科目を充実させる。

5 根拠資料

資料1 明治大学 ホームページ (URL : <http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/>)

III. 教員・教員組織

実績・データ

表① 学生一人あたり教員数推移表（目標値：24～40人 *学部によって異なる）

項目	2007年	2008年	2009年
専任教員数	81	83	83
学生数	4,034	3,990	3,937
教員一人あたり学生数	49.8	48.1	47.4

*学生数、教員数は各年5月1日現在 *専任教員数には助手・特任教員・客員教員は除く

表② 授業担当者の専任・兼任比率（目標値：専任教員担当率50%以上）

学科名	必修科目	選択必修科目	その他の科目	合計
法学科	専任教員担当科目数(A)	174	334	416
	兼任担当科目数(B)	148	686	337
	専任比率%(A/(A+B)*100)	54.0%	32.7%	55.2%
				44.1%

表③ 教育開発・支援センター主催の新任教員FD研修への参加者数・参加率
(目標値: 50%以上)

項目	2007年	2008年		2009年	
	7月実施	4月実施	7月実施	4月実施	7月実施
新任教員数	41	49	49	39	39
FD研修参加者数	35	40	47	35	23
参加率	87.5%	81.6%	95.9%	89.7%	59.0%

表④ 外国人教員の状況(2009年5月1日現在)

2009年度	採用数	在籍総数	教員数	外国人教員の%
外国人教員	0	3	83	3.6

表⑤女性教員の状況(2009年5月1日現在)

2009年度	採用数	在籍総数	教員数	女性教員の%
女性教員	0	9	83	10.8

自己点検・評価(2009年度の実績)

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

過去数年、本学部では、高度専門職業人養成型大学院である法科大学院を開校し軌道にのせることに力を注ぐ一方で、学部教育のありかたについても検討を重ね、カリキュラムの改革等を行ってきた。本学部の学部教育を、「教養科目と専門教育を中心に教育する」という一般的な姿勢を踏まえつつ、法学素養を身につけさせる教育を行う場として再構築し、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という本学部の伝統的な理念を適切に遂行するように改革をしてきた。

この教育目標の達成のために、学生数40人に対して専任教員1人の体制を目標にして、長期的な教員採用計画を行っている。しかし、法科大学院への教員の移籍などで、思うように進まなかつた。今後、定員数を減らすか、専任教員の大幅な補充をしない限り、教育環境として劣悪な状況が続くことになろう。

(2) 大学の求める教員像

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 教員組織の編成方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

①教員に求める能力・資質等の明確化

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

②教員構成の明確化

- 教員の年齢構成について 51～60歳の割合が多い現状があるが、2009年度は36歳1名、39歳2名、44歳1名の採用を決定し、各年齢層のバランス適正化を図っている。
- 法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって、主要科目の専任教員数は不足している。現状では、専任・兼任の比率は、約1：2.73（専任83名、兼任227名）となっている。専任教員の平均年齢は、2009年5月現在、52.3歳となっている。専任教員と兼任教員とのあいだの連絡調整のために「教科書会議」等を実施し、専任と兼任の担当者が教育方針や授業のあり方をめぐって活発に話し合っている。科目によっては、共通教材を作成して使用している。また、和泉と駿河台で授業担当教員の懇親会を年一回実施し、相互理解につとめている。また、法科大学院では、実務家教員というかたちで社会人の受け入れを積極的に行っているほか、学部レベルでもその動きが始まっている。2009年4月1日の時点で、3名の外国人の専任教員がいるほか、2名の外国人特任教員がいる。2009年4月1日の時点で、専任教員83名中9名が女性である。また、専任教員1人当たり学生数は47.4名（2009年5月1日現在の学生数3,937名）となっている。
- 任期制等の教員の流動化については、法科大学院ではおこなっているが学部では導入していない。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

- 教養教育の実施については教養科目委員会、専門科目については専門科目委員会の審議を経た上で、最終的には教授会がその責任を負う。
- 専任教員と兼任教員間の「教科書会議」や「懇親会」、その他の勉強会や共通教材の開発など、組織的連携を図っている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

① 編成方針に沿った教員組織の整備

・社会人、外国人、女性教員の専任教員の受け入れを積極的に行っている。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

・「人事計画委員会」が設置され、授業科目と担当教員の適格性に関する判断手続は整備されている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

・教員の昇格に際しては基準が設定されており、これが教育研究の評価方法に相当する。本学部にあっては、講師任用時には論文3本以上、准教授並びに教授昇格時には論文5本以上が必要十分条件となっている。専任教員には毎年度、前年度に関する「特定個人研究費報告書」の提出を義務付け、さらに1年間の研究業績についての報告を文書提出もしくはWeb修正という形で求めている。他方、授業については学生による授業評価アンケートが半期ごとに実施されており、その結果が教員にフィードバックされている。

②規定等に従った適切な教員人事

- ・主に研究業績を評価素材としており、教育業績等の評価体制は整備されていない。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

①教員の教育研究活動等の評価の実施

- ・教員の教育活動に関しては、教育成果の客観的な評価は必ずしも容易ではないという認識がある。伝統的に、教員の任用の選考にあたっての評価基準としては、研究能力の客観的な評価が中心になっているが、近年は任用面接の際に公開模擬授業を実施している例もある。一方、法科大学院の実務家教員の場合には、今までとは異なったフレキシブルな評価基準をすでに導入している。
- ・統一項目が印刷された授業改善アンケートを少なくとも講義科目1科目について担当者全員が半期ごとに実施するようにしている。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。
- ・教員の研究活動に関しては、学会誌や紀要等に発表される論文、所属する学会やシンポジウム等での研究発表等で、適切になされており、教員の任用・昇格にあたっても、客観的な評価がなされてきている。

②FDの実施状況と有効性

- ・学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・兼任教員に多くを依存しているため、「教科書会議」や「懇親会」あるいは他の勉強会や共通教材の開発は大変に役立っている。社会人、外国人、女性の専任教員の増加が最近の傾向であり、これは教育環境の多様化を促進する効果をもっている。
- ・教員人事は、公募を原則とし、透明性、公平性、適切性が図られている。

(2) 改善すべき点

- ・専任教員の不足が問題である。現在の専任教員1人に対する学生数は、理想とはほど遠いと言わねばならない。専任教員の大幅な補充を求める一方、本学部としては、2008年度から定員を200名減らす決定をした。しかしながら、当初は2008年度開設の新学部「国際日本学部」に学生定員を割り振ることによって定員削減を実施する計画であったが、新学部が収容定員純増により設置されたため、具体的な手順の変更を余儀なくされている。さらに、新しい分野の専門科目の専任教員がいないことも問題である。50代、60代の専任教員が、他の年代と比べてやや多く、全体の年齢構成に問題がある。
- ・和泉校舎と駿河台校舎に分断されているため、基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営に困難の生じる場合がある。また、各科目群と各コースとの関連が曖昧である。
- ・研究科の教育課程に相応した教員組織は整備されていない。
- ・アンケート結果が授業改善に反映されていることを検証するシステムが構築されていない。
- ・教員選考基準として、研究業績の他、教育業績、社会貢献業績等の多元的業績評価システムが

構築されていない。

- ・「人事計画委員会」と各科目との緊密な連携が必要である。
- ・研究活動及び教育活動の両面において情報を共有し、教育の計画的履修・段階的履修のために役立たせる必要がある。
- ・FD講習会への参加者が少ない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・学部教育の充実・改革に伴い、教育業務補助体制（TA制度・チューター制度）の強化を図る。
- ・カリキュラム強化および特色ある研究プロジェクト活動のため、客員・特任教員の活用を強化する。
- ・基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営に関して、カリキュラム検討委員会において討議する。
- ・教授会等において、FD講習会への参加をより一層促す。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・新しい分野の専門科目については、2008年度に知的財産法、2010年度に医事法の専任教員を採用した。今後も人事計画委員会と連携し、計画的に採用していく。
- ・学生40人に対する専任教員1人の体制の実現へ向け長期的な教員採用計画を実施している。
- ・教員の年齢構成のバランス適正化に向けて、毎年度の採用時に年齢も考慮した人事を行っている。2007年度認証評価の際の「助言」事項でも指摘されており、以降毎年20～40代の教員を複数名採用している。今後も人事計画委員会と連携し、計画的に採用していく。

5 根拠資料

資料1 2009年度本学の概況資料集

資料2 2009年度学事記録

資料3 明治大学専任教員データベース

資料4 「授業改善のためのアンケート」実施の趣旨ならびに要領

資料5 2009年度法学部教育・研究に関する長・中期計画書

IV. 教育内容・方法・成果

実績・データ

表① 学部開設科目

(単位:科目・%)

学科等	分類	科目数	全体からの割合
学科共通科目	一般教養的授業科目	265	15.0%
学科共通科目	外国語科目	639	36.1%
学科共通科目	専門教育的授業科目	864	48.9%
合 計			100.00%

表② 授業改善アンケート実施状況

実施時期		科目数	実施科目数	実施率	学生数(名)
2007	一部	前期	872	213	24.4% 8,431
		後期	865	183	21.2% 5,254
	二部	前期	6	0	0.0% 0
		後期	6	0	0.0% 0
2008		前期	871	192	22.0% 7,173
		後期	865	146	16.9% 4,310
2009		前期		212	
		後期		166	

表③ 必修・選択科目単位数

学 科	必修単位数 (選択必修科目含む)	選択単位数	卒業に必要な 単位数
法律学科	98単位	30単位	128単位

自己点検・評価（2009年度の実績）

【IV-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針】

1 目的・目標

(1) 目的・目標

本学部は、本学の創立理念である「権利・自由」「独立・自治」の精神のもと、現代の国際化社会、情報化社会においてこの精神を実現すべく、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念・目標として掲げている。これが目指すところは、国際化した現代社会のなかで、人間の原点を忘れず、法的視点を社会に生かしていくことができる人材の育成である。

(2) 教育目標

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 学位授与方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(4) 教育課程の編成・実施方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2 現状（2009年度の実績）

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

①学士課程・修士課程・博士課程・専門職大学院課程の教育目標の明示

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

②教育目標と学位授与方針との整合性

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

③修得すべき学習成果の明示

・表③「必修・選択科目単位数」を参照のこと。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

上記の目標を達成するため、2005 年度実施のカリキュラムからは、法律関係科目として、「演習科目群」「法律必修科目群」「コース科目群」「自由選択科目群」の4つの科目群を配置し、さらに「総合教養科目群」「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」の5つの科目群を配置している。多様な科目を体系的に配置することによって、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第 52 条及び「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とする大学設置基準第 19 条の要請に応えている。

②科目区分、必修・選択の別／単位数の明示

・表①「学部開設科目」、③「必修・選択科目単位数」を参照のこと。
・法学部シラバス23ページを参照のこと。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

①周知方法と有効性

教育目標は、学部便覧に明記されているため、教職員および学生等の大学構成員に周知されている。学部便覧は、入学時から卒業時まで学年進行にしたがって履修計画を立てるための必須情報が記載されていることから、学生および教職員への有効な周知方法である。

学位授与方針は現在策定中である。

②社会への公表方法

教育目標は、学部長メッセージとカリキュラムの特長として記述されており、ホームページおよび学部ガイド等によって社会へ公表されている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

定期的な検証は、定期的に開催される将来計画検討委員会カリキュラム運営専門部会において検証を行っている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 学生の進路に対応した 5 コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出している。また、多様な分野の法律教育、基礎法教育、比較文化教育、教養教育、外国語教育、リテラシー教育、身体コミュニケーション教育等により、自ら批判的に問題解決することができる学生の養成を念頭においた教育が可能となっている。
- ・ 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目がバランスよく配分されている。
- ・ コース制を採用しているが、多様な選択科目が設置され、学生の自立性を尊重した教育が可能となっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 新カリキュラムであるため、適切性・有効性について年次ごとの不断の検証が必要である。
- ・ 法科大学院と学部カリキュラムの適切化を図る必要がある。
- ・ 学部等の基本方針のなかに国際交流の推進が明確に位置づけられる必要がある。
- ・ 本学からの派遣留学生が少ないとことについて対策をとる必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 年度ごとに「将来計画検討委員会」の専門部会でカリキュラムの妥当性について学年の年次進行に応じて問題点を洗い出し、検証する。そのため「カリキュラム運営専門部会」を定期的に開催する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 法科大学院におけるカリキュラム内容を「カリキュラム運営専門部会」で検討し、学部カリキュラムの適切化を図る。
- ・ 国際連携機構で全学的な視点で国際交流戦略を立案することも重要だが、問題点の指摘事項に、国際交流の推進が学部等の基本方針のなかに明確に位置づけられていないという指摘が複数あった。対応が急務である。
- ・ 協定校の拡大は、本学からの派遣留学生を増やすための重要な方策である。

5 根拠資料

資料 1 2009 年度法学部便覧 9 ~ 11 ページ

資料 2 2010 年度版法学部ガイド 1 ~ 11 ページ

資料 3 法学部ホームページ (<http://www.meiji.ac.jp/hogaku/outline/dean.html>)

[IV-2 教育課程・教育内容]

1 目的・目標

2 現状 (2009 年度の実績)

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①必要な授業科目の開設状況

- ・表①「学部開設科目」を参照のこと。

②順次性のある授業科目の体系的配置

・上記の目標を達成するため、2005年度実施のカリキュラムからは、法律関係科目として、「演習科目群」「法律必修科目群」「コース科目群」「自由選択科目群」の4つの科目群を配置し、さらに「総合教養科目群」「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」の5つの科目群を配置している。多様な科目を体系的に配置することによって、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第52条及び「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とする大学設置基準第19条の要請に応えている。

③教養教育・専門教育の位置づけ

・2005年度より実施のカリキュラムでは、「法律必修科目群」すなわち「現代法入門Ⅰ・Ⅱ」「憲法(人権)Ⅰ・Ⅱ」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」「刑法(総論)Ⅰ・Ⅱ」を1年次配当の必修科目(16単位)とした上で、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とし、「法曹コース科目群」「公共法務コース科目群」「ビジネスローコース科目群」「国際関係法コース科目群」「法と情報コース科目群」のうち各区分で定められた単位を44単位以上選択必修科目として修得しなければならず、また、各コース科目群に「コース専門法律科目」「コース展開・先端科目」「基礎法科目」「外国法科目」「コース専門文化科目」等を配置することにより、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標に応え、学校教育法第83条に適合するようにしている。

・2005年度以降実施のカリキュラムでは、「総合教養科目群」に「人文」系列(「哲学Ⅰ・Ⅱ」「倫理学Ⅰ・Ⅱ」「ことばと文化Ⅰ・Ⅱ」「心理学Ⅰ・Ⅱ」「芸術Ⅰ・Ⅱ」の各科目)、「社会」系列(「政治学Ⅰ・Ⅱ」「経済学Ⅰ・Ⅱ」「社会学Ⅰ・Ⅱ」「歴史学Ⅰ・Ⅱ」「社会思想史Ⅰ・Ⅱ」)、「自然」系列(「物質と宇宙Ⅰ・Ⅱ」「生命と人間Ⅰ・Ⅱ」「数理と情報Ⅰ・Ⅱ」「エネルギーと環境Ⅰ・Ⅱ」「科学と技術の歴史Ⅰ・Ⅱ」の各科目)及び共通講座系列(「自由講座」「総合講座」の各科目)を配置し、12単位を選択必修としているほか、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修としていることにより、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。

・2005年度以降実施のカリキュラムでは、English、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、及び日本語(留学生)のうちからいざれか2言語を選択し、合計16単位を必修としている。会話を中心とした学部間共通外国語科目も8単位を限度として自由選択科目として認定されうる。加えて4年次まで継続的に外国語科目を選択できるよう科目配置を行っている。また、専門科目として「英語で学ぶ日本法プログラム」の一環として「Introduction to Modern LawⅠ・Ⅱ」、「Business Law in EnglishⅠ・Ⅱ」を設置し、英語を母国語とする教員が講義を行っている。さらに、オーストラリア西シドニー大学法律・ビジネス学部との教育・研究交流協定にもとづく夏期研修の経験を生かし、2010年度はケンブリッジ大学夏期法学研修を企画し、16名の学生を選抜(応募者数30名)した。

- ・表①「学部開設科目」を参照のこと。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

①学士課程教育に相応しい教育内容の提供

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

②初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

・高校側から課外講座等の要望がある場合には、講師を可能なかぎり派遣するよう努めている。付属高校の生徒に対して年に1回学部開講科目的試聴を実施し、また、希望者には法学検定4級の受験指導を実施している。さらに、入学前の導入教育として模擬法廷での研修を行っている。スポーツ推薦入学者については、入学前に法学関連書物の講読及びレポート提出を課し、入学後においてはTAによる指導を行っている。すべての入学生に対する入学後の導入教育として2005年度から「法律リテラシー」「教養基礎演習」が必修科目とされている。

3 評 價

(1) 効果が上がっている点

- ・専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目がバランスよく配分されている。
- ・学生の進路に対応した5コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出している。また、多様な分野の法律教育、基礎法教育、比較文化教育、教養教育、外国語教育、リテラシー教育、身体コミュニケーション教育等により、自ら批判的に問題解決することのできる学生の養成を念頭においていた教育が可能となっている。
- ・学生の適性・関心・進路に応じたコースごとに特色ある専門科目が履修可能になっている。
- ・「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とすることにより「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。
- ・1年次から4年次まで多様な外国語科目を継続して履修することができる。「英語で学ぶ日本法プログラム」では日本法の基礎を英語で学び、将来自らの職務上でその専門知識を活用できるような能力を身につけることが可能となる。
- ・少人数による「法律リテラシー」「教養基礎演習」の1年次必修化によって、大学における学習方法の習得が可能となっている。

(2) 改善すべき点

- ・新カリキュラムであるため、適切性・有効性について年次ごとの不断の検証が必要である。
- ・カリキュラムに対する年次ごとの検証が必要である。
- ・半期集中・半期完結の完全セメスター制実現に向けての取り組みを積極的に進める必要がある。
- ・前期・後期の科目配置の適正化を図る必要がある。
- ・学則上単位認定の制限が20単位から60単位に緩和されたことをうけ、海外留学関係科目の充実を図る必要がある。
- ・授業アンケートの利用が、一部科目に限定され、個々の教員にゆだねたままの状態を改善する必要がある。
- ・成績評価の妥当性に対する客観的な評価システムを確立し、学生への説明責任を果たす必要がある。
- ・継続的に教育を改善するための組織的な対応をとる必要がある。

- ・国際化を推進するために協定校などへの派遣留学生を増やす必要がある。
- ・多様な留学生を受入れるための制度をととのえる必要がある。
- ・同一外国語・同一クラスの中でも、習熟度に偏りが見られる。
- ・付属高校生の大学授業参加による単位認定などが課題となる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・授業改善アンケートの実施等を通じて問題点を洗い出し、「カリキュラム運営専門部会」で年次ごとにカリキュラムの妥当性を検証する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・半期集中・半期完結の完全セメスター制実現についてカリキュラム運営専門部会等で具体的に検討する。
- ・前期・後期の科目配置について具体的に検討する。
- ・学則上単位認定の制限が20単位から60単位に緩和されたことに伴い、「将来計画検討委員会」または「国際交流・留学支援委員会」で海外留学関係科目数の増大を検討する。
- ・学生から異議申し立てがあった場合の第三者による再評価制度を導入するなど、厳格で客観的な評価システムを「カリキュラム運営専門部会」で検討する。
- ・全学FD委員会等とも連携しつつ、学部執行部において、「改善項目の自己申告・自己評価制度」など、教育改善システムの実施方策について検討する。
- ・授業アンケートについては、全科目での実施を目指すための方策を確立すべきであり、その利用が個々の教員にゆだねられていることに対する改善計画が不十分である。
- ・派遣留学生を増やすための方策として、①語学力向上プログラムの開発、②留学制度自体の見直し、③帰国学生への就職支援、④留学意欲の喚起を推進することが求められる。
- ・セメスター制度の完全実施に伴い半年留学等の短期間による学生交流の可能性について検討する必要がある。
- ・多様な留学生を受入れるため、入試制度の多様化、日本語教育機関の組織的強化、英語による講義設定も検討する必要がある。日本語集中プログラムは、多様なクラス編成を検討するとともに、少人数制クラスを維持することに努めるべきである。
- ・同一外国語・同一クラスの中での習熟度の偏りに対応するために、「カリキュラム運営専門部会」におけるカリキュラムでの検討とともに教育改善による工夫を進める。
- ・高大連携を進めて付属高校生の大学授業参加による単位認定制度を検討する。

5 根拠資料

資料1 2009年度法学部便覧 9~11ページ

資料2 2009年度法学部シラバス 16~17, 29~63ページ

[IV-3 教育方法]

1 目的・目標

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2 現状（2009年度の実績）

(1) 教育方法および学習指導は適切か

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

- ・本学部は、臨時定員増の終了後、恒常定員を800名とすることを決定していたが、規制緩和と二部法学部募集停止に伴って学部定員を2004年度から900名とすることになった。2002年度から、クラス定員を40名にするためクラス増（25クラス体制）を実施したが、2004年度以降の定員増に対応して26クラス体制を実施している。将来的に定員を700名に減らすことについて教授会の決定を得ている。講義科目について教室定員を上回る履修届があった場合には、教室定員を上回らないように自動的に担当教員・コマ数を増やすよう制度化し、講義科目の最大定員を300名とする開講基準を策定した。
- ・マルチメディアを活用した教育のインフラはほぼ整っているといえるが、その活用は個々の担当教員の判断に任せられている。インターネットを利用した「Oh-o!Meiji」システムの利用については、学生（全学）の利用率は97%に達するが、教員（全学）の利用率は30%にとどまる。
- ・遠隔授業等のメディア授業による単位認定のための学則は整備されているが、本学部においてはメディア授業の単位認定を行っていない。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

- ・法学部では、授業内容の段階的履修を円滑に進め、卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2010年度以降のカリキュラムでは各年次46単位を上限として設定している。また、2006年度には一定要件を満たした学生の早期卒業制度を導入し、2007年度は3名が、2008年度には4名、2009年度は8名が早期卒業した。
- ・半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出が行われる他、外国語や演習科目においては出席による平常点評価が行われることがある。学生の質を確保・検証するための方途として、外国語の各種検定試験や、法学検定試験等、各種検定試験の受験を奨励している。

③学生の主体的参加を促す授業方法

面接授業における試みとして、KJ法やラベルワーク、ブレインストーミング等の創造技法、グループワークやワールドカフェ等の集団技法を用いて学生参画型の授業を展開している教員がいる。一方、ICT活用授業においては、「Oh-o!Meiji」クラスウェブによるディスカッション（電子掲示板）上で議論する方法を採用したり、ケータイ電話を利用したツールやクリッカを用いるといった面接と遠隔の両方で利用可能なツールを活用して双方向性を実現している例もある。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

①シラバスの作成と内容の充実、②授業内容・方法とシラバスとの整合性

- ・全科目について同一書式で簡略なシラバスが作成されており、「授業の概要・目的」、「各授業回の授業内容」、「履修の注意点」、「教科書」、「成績評価の方法」について記載を必須としている。学生には、紙媒体のシラバスを配布するほか、インターネットを介した「Oh-o!Meiji」システム上でも閲覧可能になっている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

・法学部では2005年度入学者からGPA制度を導入し、S(100-90点)=GP4, A(89-80点)=GP3, B(79-70点)=GP2, C(69-60点)=GP1, F(59点以下)=GP0, T(未受験)=GP0の全学統一基準によっている。成績評価基準についてはシラバスに記載するよう教員に求めている。定期試験の答案用紙は原則として教員研究室または事務室に保管し、学生が成績評価に対して質問や異議がある場合には担当教員がその学生に答案用紙を提示して応答することができる体制がとられている。学生による授業改善アンケートは全学共通の用紙で半期に一度全教員を対象に少なくとも1講義科目について行われることになっている。授業改善アンケートの結果は教務事務室で集計され、各教員に通知され、統計値はホームページ上で公表されている。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

・予習復習時間を考慮し、講義および演習科目は15時間の授業をもって1単位とし、実習および実技科目は30時間の授業をもって1単位としている。セメスター制への移行の過渡的措置として、従来の通年科目が半期履修制の導入にともなって前期I(2単位)、後期II(2単位)として位置づけられている。

③既修得単位認定の適切性

・学生が自ら留学先を探し学部が留学を認めた認定校や外国の協定校への留学については、本学部設置科目と同一科目の場合、現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定している。一方、本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても、現地での授業内容や時間数をシラバス等で確認できる場合には、関連する教員の意見を聞いた上で教授会に諮り、留学関係科目A～E I～IIIとして認定している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

①授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

- ・学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。
- ・統一項目が印刷された授業改善アンケートを少なくとも講義科目1科目について担当者全員が半期ごとに実施するようにしている。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。
- ・半期ごとに授業改善アンケートを実施し、その結果を個別に担当教員に通知し、教育改善については担当教員の自主性に委ねている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・多人数教育による弊害がなくなる。
- ・これまでロースクール進学対象者に対する早期卒業者の実績が少なかったが、他大学ロースクールへの進学者も対象にする変更が認知された結果、2009年度は8名に増えている。
- ・シラバス内容の記述にみられた精粗、特にシラバスへの成績評価基準の明示については、「助言」項目に挙げられたこともあり、かなりの改善が見られる。
- ・半期履修制の全学的な導入により、海外留学関係科目数の認定が増えたことで、効率的に留学先単位を認定できている。2008年度～2009年度にかけて留学した4名(4年次に帰国)中、3名は留年することなく卒業できている。

(2) 改善すべき点

- ・学生定員削減が実現していない。大規模授業の削減は担当教員のコマ数増につながり、負担が増大する。
- ・教員による「Oh-o!Meiji」システムの活用を促進する必要がある。
- ・メディア授業導入による教育方法・教育効果について学部内では検討がなされていない。
- ・各種検定試験の受験は学生の任意によるものであり、学部学生の全体的な質の検証につながらない。
- ・セメスター制と学年制が併存しており、履修および学修に混乱を招く可能性がある。
- ・FD講習会への参加者が少ない。
- ・アンケート結果が授業改善に反映されていることを検証するための改善サイクルとそのためのシステムが構築されていない。
- ・教育評価の成果を教育改善に直結させる組織的なシステムの確立を検討する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・学部執行部及び各種委員会において、メディア授業を含む次世代教育についての検討を進める。
- ・ごく一部の授業科目について、シラバスの記載方法統一がなされていないため、次年度シラバス原稿依頼の際に、記載方法の指示を徹底する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・習熟度別クラスを一部導入するなど、外国語能力をより高める授業方法を「カリキュラム運営専門部会」で検討する。
- ・教務部委員会及び全学教員研修(FD)委員会などの関係部署と連携して調査の上、授業評価の活用を適切なものとする。
- ・少人数教育の実質化を図るため「年度計画書」等で専任教員の増員の方策を策定する。
- ・啓発活動を行い、「Oh-o!Meiji」システムの活用を促進する。
- ・一層の国際化のために各学部は英語による授業の一層の展開が求められている。同時にこうした授業の展開は基本的に各学部に委ねられているが、単独学部の展開では限界があり、全学的視点に立った積極的な取り組みが求められている。
- ・各学部等の入試制度の多様化が進む中で、社会人や留学生、スポーツ入学者等多様な学生を受け入れている。多様な学生に対応するための「学習支援室」は、一層の支援体制の充実・強化を図る必要がある。
- ・シラバスの公開については、大学として制度的に公開するべく、現状のゲストアカウントによるログインなしにアクセスできるように改善するべきである。
- ・一部の学部で導入されている授業改善に優れた実績を挙げた教員を表彰する取組みを全学的に実施する制度等を整備することが望まれる。
- ・授業改善事例の収集と公開等を工夫するため情報部門と緊密に連携して、教育の革新への提案とともにPDCAサイクルを回すべく、教育開発・支援センターにおいて詳細化を進めていくべきである。
- ・国際交流に地域的な偏りが生じないように配慮し、海外拠点として主要都市にサテライトオフィス・キャンパスを増設し、地域研究及び産学連携、留学生確保を行うことも課題となる。

- ・大学院では留学生受け入れ強化が別途図られねばならない。アドバイザーの研修と複数の要員確保等留学生に対する決め肌理細かな支援体制の一層の整備が望まれる。

5 根拠資料

資料 1

資料 2

資料 3

【IV-4 成 果】

1 目的・目標

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2 現状（2009 年度の実績）

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

①学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

・新司法試験に向けては、法科大学院既習者コース進学を想定した「法曹コース」(定員制)を設け、「憲法特講」「民法特講」「刑法特講」など手厚い授業編成によって対応している。国家公務員試験等についても「公共法務コース」を設けて対応している。司法書士試験については「登記・供託法」を「ビジネスロードコース」のコース展開・先端科目として配置している。

また、課外講座として、「法制研究所」における各種講座のほか、「法科大学院入試対策講座」を実施している。司法書士試験に向けては若手司法書士による講演会および司法試験対策入門講座を実施している。

・学部執行部が中心となり、成績データの統計処理等、教育効果を測定するために必要な基礎作業を行っている。学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに1科目以上実施し、その結果をアンケート実施教員に伝え教育効果向上の一助としている。2005 年度からはGPA制度を導入し、より客観的な成績の測定が可能となっている。

・卒業生の進路状況:2009 年度のデータでは、金融 27.0%, 運輸・旅行・広告・観光・サービス業 16.7%, 教育公務 21.1%, 製造業 10.6%, 新聞・出版・放送・情報・通信 9.5%, 商事・卸・小売業 9.3%, 建設業・不動産業 5.6%である。進学・海外留学等は 132 名、各種試験受験者は 143 名を数える。大学全体の就職委員会に委員を派遣し、就職事務部作成の就職概況にもとづき、就職動向を把握している。

・半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出が行われる他、外国語や演習科目においては出席による平常点評価が行われることがある。学生の質を確保・検証するための方途として、外国語の各種検定試験や、法学検定試験等、各種検定試験の受験を奨励している。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

・学部執行部が中心となり、成績データの統計処理等、教育効果を測定するために必要な基礎作業を行っている。学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに1科目以上実施し、その結果をアンケート実施教員に伝え教育効果向上の一助としている。2005 年度からはGPA制度を導入し、より客観的な成績の測定が可能となっている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・法科大学院既習者コースへの進学のために、約 200 名の「法曹コース」が設置されたことにより、法科大学院との教育・研究ネットワーク形成が可能となる。
- ・法学教育を生かせる分野への就職・進学が可能になっている。

(2) 改善すべき点

- ・法科大学院において求められる基礎的能力が必ずしも明確ではないため、カリキュラムの適切性を検証することが難しい。
- ・付属高校と学部での教育が必ずしも有機的に連携していない。
- ・大学院法学研究科に進学し研究者を目指す学生が少ない。
- ・法科大学院等への進学において早期卒業制度が運用されているが、例外的な扱いから脱却できないため、必ずしも優秀な学生へのインセンティブになっていない。
- ・教育効果測定の要素についての検討が不十分である。
- ・大学院法学研究科に進学し研究者を目指す学生が少ない。
- ・学部独自の協定校づくりが進んでいないため海外大学との学生交流が広がらない。
- ・各種検定試験の受験は学生の任意によるものであり、学部学生の全体的な質の検証につながらない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・学部執行部と付属高校の連絡会議を通して高大連携の課題を検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・本学法学研究科と協議し、学部ガイダンスの充実等で研究者となる進路の啓発に努める。
- ・早期卒業の要件について「カリキュラム運営専門部会」で見直しを図る。
- ・学部学生の全員が各種検定試験を受験するような制度化をカリキュラム運営専門部会等で検討する。
- ・司法試験・公認会計士試験等の受験指導のために国家試験指導センターという全学的な組織的支援体制が確立され、一定の成果を上げてきたが、合格者数をさらに増加させるため、一層の改善方策が求められている。
- ・早期卒業制度については、この制度を全学部へと拡充することを目指すべきである。
- ・協定校の拡大に関しては、既にいくつかの学部で学部独自の協定校づくりを進めてきているので、これを手がかりとして、他の学部等の推進を要請していくことが求められる。
- ・「カリキュラム運営専門部会」において教育効果測定の研究とともに試行のための検討を進める。

5 根拠資料

資料 1

資料 2

資料 3

V 学生の受け入れ

実績・データ

表① 入試形態別志願者数

大区分	小区分	2007 年	2008 年	2009 年
一般入試	一般選抜入試	6,308	6,493	5,133
	全学部統一入試	2,791	2,391	2,492
	大学入試センター試験利用入試（前期）	3,470	3,651	4,043
	大学入試センター試験利用入試（後期）			
推薦入試	付属高校からの推薦入試	119	118	113
	学部が指定する高校からの推薦入試	58	66	73
特別入試	スポーツ特別入試(AO スポーツ含)	42	59	41
	帰国生特別入試	35	43	43
	社会人特別入試	14	8	7
	公募制特別入試			
	自己推薦特別入試			
	AO 入試（一般）			
	AO 入試（付属）			
	外国人留学生入試	9	8	18

表② 年度別入学定員と入学定員超過率

定員	2006 年度		2007 年度		2008 年度		2009 年度	
	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率
900 名	1,122	1.25	884	0.98	881	0.98	952	1.06

表③ 外国人留学生の状況

	2007 年	2008 年	2009 年
全入学者	884	881	952
留学生入学者	6	5	2
留学生割合 (%)	0.67%	0.57%	0.21%

表④ 社会人学生の状況

項目	2007年	2008年	2009年
全入学者	884	881	952
社会人入学者	6	3	1
社会人割合 (%)	0.68%	0.34%	0.11%

表⑤ 編入、学士入学、転部・転科・(転専攻) 入学者数

種別	2006年	2007年	2008年	2009年
編入学生	4	3	1	1
学士入学者	0	1	0	0
転部・転科・(転専攻)				

※2009年5月1日現在

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

・法学部では、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念に掲げてきた。その理念の達成のためには、学生募集と入学者選抜において、次の4つを主な具体的目標・目的として設定している。

- ①適切な学力判定のできる入試をすること,
- ②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること,
- ③偏差値主義の弊害を減らすこと,
- ④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること,

これらの実現のために、入試制度検討専門部会などが中心になって、さまざまな取組みをしてきている。

・本学部は2010年3月に「法学部アドミッション・ポリシー」を策定し、上記「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化し、幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手を育成すること、が「教育目標」である、と教育目標を明確に示した。

(2) 学生の受け入れ方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 求める学生像

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

①求める学生像の明示

・本学部 2010年3月に策定の「法学部アドミッション・ポリシー」の中で、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化すると、幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応える自律的な市民社会の担い手を育成すること（教育目標）、である旨、明示している。このような教育を是とし、自らそのようなものたらしめようと意欲する学生を求めていることを明らかにしている。

②当該課程に入学するに当たり、習得しておくべき知識等の内容・水準の明示

・上述「法学部アドミッション・ポリシー」の中で、この知識等の内容・水準に関わる言及をしている。すなわち、

・学部の教育目標とされる「法的素養を身につける」ためには、大学入学後はもちろん、高校でも基本となる幅広い教科を学習しておく必要がある、としたうえで、以下のように、各受験科目の必要性を具体的に示している。

- 1) 一定の国語力が必須である⇒複雑な法律用語の理解のために不可欠である。
- 2) 外国語の習得も有益⇒法律の解釈・運用は、どのような場面でどのような言葉が使えるかの学習を必要とし、外国語習得がこのような学習に相通じるから。
- 3) 日本史や世界史（とりわけ近代市民社会の歴史）、あるいは政治・経済等の基本的な理解⇒法律は社会と不可分である。
- 4) 数学や理科系の科目的学習も有益⇒法律の学習には論理的思考力も必要とされる。

さらに、多様な理科系科目の選択も可能な大学入試センター利用入試等により、理科系の学力を有する者の受験機会をも確保している旨、明示している。

ここでは、その水準は明らかとは言えないが、入学に際し習得しておくべき科目・内容を明らかに示している。

③障がいのある学生の受け入れ方針

・学部の目標・目的「②多様な学生にチャンスを与えるようにすること」との関連で重要なものと考えてよい「障害者受け入れ」については、本学においては、まず受験する段階で、志願者が入学センターに「特別措置申請書」を提出し、それに基づいて各学部に審議依頼が回ってくる。学部段階では、志願者の障害レベルや入試実施・入学後の特別措置要望について学部執行部で審議し、可能な対応について回答し、その可能な対応を理解してもらったうえでお志願者が受験を希望するのであれば、当該入試の受験を実施している。法学部の場合、受け入れの可否について特に教授会で審議することはない。このように、学部としては、全学的な対応・連携の中で障害者の受け入れに対応している。なお、障害者受け入れについての全学的なガイドラインがあるわけでもなく、「志願があったら可能な範囲で対応」するというのが現状である。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている

か。

① 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

・本学部では、法学部の教育理念・4つの目標目的を明示し、一般入試、大学入試センター試験利用入試、等 11 種に及ぶ多様な入試を実施し、一般入試、大学入試センター試験利用入試等の偏差値主義に傾斜しがちな入試からだけでなく、指定校推薦入試、海外就学者特別入試、外国人留学生入試、社会人特別入試、編入・学士入学試験等の一人ひとりの個性を重視した特別入試制度からも、多様な能力・多様な夢を有する学生を受け入れてきた。2009 年度においてもこれらの入試制度のいくつかにつき、特に本学部の目標・目的「②」との関連で、2010 年度入試あるいはそれ以降の入試に向け、以下のような、具体的検討を行った。

1)一般入試に関わり、2009 年度入試から、これまでの検討結果を踏まえ、全学部統一試験の試験科目については選択科目に理科と数学の追加を、また、センター試験利用入試については、4 科目方式・5 科目方式の導入及び 3 科目方式につき選択科目に理科と数学の追加を行い、理科や数学に秀でた志願者への道を開き、入試を実施した。一般入試の見直しについては、偏差値主義の弊害を防止し個性を重視した多様な学生の確保の観点から、特別入試の在り方との兼ね合いを考慮しながら、今後とも検討していく。

2)近年減少している地方出身者の入学者を確保するため 2007 年度から実施してきている「指定校推薦入学制度」については、当該制度実施後 3 年目を経たことから、2009 年度に当該入試規定に基づき実績を踏まえ指定校の一部見直し等を行ったが、全般的見直しにつながる地域ブロック及びそのブロックごとの指定校数配分は入試実績が十分でないことから今しばらく(3 年ほど)検証するため変更しないことにした。今後入学者の追跡調査を基礎に分析を進め、全般的な見直しを検討する。

3)この高齢化社会において社会人の勉学意欲に応えるため、また、これまでの一般学生と学ぶ中で一般学生の学習への刺激や一般学生のキャリアプランニングへの積極的取り組みへの刺激を与えてもらってきた経験を踏まえて、2009 年度においてこれまでの社会人特別入試制度をより多くの社会人が入学しやすいようにとの観点から見直し、2010 年度入試から対象年齢を 50 歳以上の者とし、入試科目から外国語を廃止して小論文および個別面接とする「社会人特別入試(マスターズ入試)」の実施を最終決定し、実施した。対象年齢を引き上げた結果か、志願者は一人しかいなかつたが、今後数年の実績を重ねる中で改めて当該入試制度自体の見直しの必要性を判断することになる。当然その間に社会人教育のための独自のカリキュラム等を視野に入れたカリキュラム案策定のための問題点の整理を並行して進めが必要になる。

4)昨年度は、近年、他大学や我が明治大学の他学部で導入されているAO入試について、その問題点を整理した検討のたたき台作成を掲げたが、当該制度の入学者には基礎学力がない等の弊害ある者が多くみられる状況にかんがみ、その作成を進行させないでいる。なお、全学的入試制度として 2005 年度入試より「スポーツAO入試」を実施してきたが、本学体育会運動部の更なる強化等を目的にこれを改革し 2009 年度入試より「スポーツ特別入試」として実施し、本学部はその一環として 40 名のスポーツ選手を募集している。これらの学生の入学後の成績不振傾向に対しては本学部独自に大学院生 TA による学習支援を行っている。

5)海外就学者特別入試については、2008 年度入試よりの導入であり実績もありなく検証の段階には達していないが、採点委員等の具体的入試担当者から改善要望が出され、海外での教育・居住体験や知識を実質あらしめるため海外居住最低年齢の6歳から8歳への引上げ、語学資格試験

の英語の基準点の引上げ、入試科目の一つであるグループディスカッションは海外修学で培った積極性を見る点では疑問も出てきており、グループディスカッションに代えて各受験生のプレゼンテーションとし面接と連続させて各受験生の個性をより一層判定できるものにした。

② 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

・法学部の目指す 4 つの目標・目的の実現の前提として、当然に「入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性」を図ることも含意されており、2009 年度においてもこれに関わる以下のようないくつかの確認・検討がなされた。

1)入試情報漏洩等防止には全学と連携しつつ学部でも全力を尽くすとともに、入試問題等の開示はホームページ等を利用して行う等、入学者選抜試験実施体制の適切性や公正性および入試問題の公正・妥当性については、学内外の評価機関の評価を踏まえつつ継続的に意を払っていく。また、それらの評価方法が一面的になったり、ルーティン化してしまう危険を避けるべく、全学的評価制度の改善を図るよう学部としても協力していく。

2) 法学部の 4 つの目標・目的の「④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」に関しては、法学部の学生定員を 2006 年度より 900 名とし、指定校推薦入試、編入学制度改革、全学部統一入試やセンター試験利用入試の改善の中で一般入試定員枠を 520 名(2009 年度入試)から 450 名(2010 年度入試)に削減した。さらに 435 名(2011 年度入試)に減ずる予定であり、これにより、入学者数の定員超過要因を減少させ、入学定員と入学者数の比率の適切性を図ってきている。この努力の成果は入学者超過率が 0.99(2007 年度入試), 0. 98(2008 年度入試), 1.06(2009 年度入試)と比較的少ない範囲で推移していることに現れている。このことは、収容定員 3600 名に対する在籍学生数の比率の適切性に大きく寄与するが、なお、この比率は学生の 2 年生から 3 年生への学年進学数及び卒業生数(4 年次原級者数)と関連し、また、これらはカリキュラムの在り方、学生の勉学努力そして社会の就職受け入れ状況の推移にもかかわり、学部独自のそして全学的なきめ細かな対応を迫るものであり、継続的に検討していくなければならない課題である。

3)学部の目標・目的 「②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること」と関わり、これまでの社会人特別入試制度を見直し、2010 年度入試から対象年齢を 50 歳以上の者とし、入試科目から外国語を廃止して小論文および個別面接とする「社会人特別入試(マスターズ入試)」を実施した。対象年齢を引き上げた結果か、志願者は一人しかいなかったが、入試科目から英語を外したことは社会人に受験機会を大きく開くものであることは間違いない、今後数年の実績を重ねる中で改めて当該入試制度自体の見直しを検討する。当然その間に社会人教育のための独自のカリキュラム等を視野に入れたカリキュラム案策定のための問題点の整理を進めることが必要である。

4)科目等履修生や聴講生等の受入れは、学部の目標・目的 「②」に関わるのであるが、昨年度と同様、希望に沿うようできるだけ受入れてきているし、科目等履修生には面接の中でその履修目的を聞くなどして履修に関わる適切なアドバイスを行っている。今後とも同様の方針で受け入れていく予定である。

4)外国人留学生受入れに関しては、2009 年度には、学内の国際教育センターからの依頼に基づき、2011 年度入試に向けて外国人留学生入試の TOEFL 証明書提出期限に関わり変更を加えたが、この受入れに関わっては学部独自での見直し以前に大学全体の受入れ態勢に負うところが大であるので、国際教育センター等全学レベルからの情報取得を踏まえそれらと連携する中で学部として対応していく。

5) 編入学者への対応に関わり、他大学等での体育や語学等の単位未履修科目を多数履修しなければならない学生に本学部における法律科目履修機会を確保させるため、編入学者に対する語学科目や教養科目を一括認定することの問題点の整理を 2009 年度の課題と位置付けていたが、編入学者が 1 名とわずかなため、未検討のままであった。引き続き次年度の課題とする。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

・このような教育を確実に行っていくためには学生定員の適正化が不可欠で、法学部の学生定員を 2006 年度より 900 名としてきたが、将来的には全学部再編の中で 900 名定員を 700 名定員とすることを教授会として決定している。また、前述の法学部の教育理念達成のための法学部の 4 つの目標・目的には「④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」を掲げ、収容定員に対する在籍学生数比率の適切化に努力してきている。すなわち、学生収容定員のうち指定校推薦入試等の特別入試定員枠を増やすことで入学者数の定員超過要因である一般入試定員枠を 520 名(2009 年度入試)から 450 名(2010 年度入試)に削減することによりその比率の適切化を追求してきた。2011 年度入試ではさらに 435 名に減ずる予定である。特別入試にしても一般入試にしてもそれぞれの具体的入学手続者数は不確定であるとはいえ、この努力の成果は入学者超過率が 0.99(2007 年度入試), 0.98(2008 年度入試), 1.06(2009 年度入試)と比較的少ない範囲で推移していることに現れており、入学定員と入学者数の比率の適切性に大きく影響しているとともに、収容定員に対する在籍学生数の比率の適切性に大きく寄与している。しかし、在籍者数は学生の 2 年生から 3 年生への学年進学数及び卒業生数(4 年次原級者数)と密接に関連し、カリキュラムの在り方、学生の勉学努力はもちろん、特に現役 4 年生の就職状況(就職未決定者の留年)にも関わるので、今後とも学部独自にまた全学的にきめ細かな対応の検討を継続的していかなければならない。

② 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

・定員に対する在籍学生数の過剰に対しては①で述べたように対応してきているが、基本的には特別入試受入れ学生数と関わらせて一般入試による受入れ学生数の見直しを検討するなかで、定員に対する在籍学生数の過剰を解消していく。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

・全学的入試問題外部評価制度に則り外部機関に入試問題の評価を委託し、学内的にはその評価を受けて入試問題の見直しや入試科目の追加等を行っている。全学的入試問題外部評価制度に関わっては依頼する外部機関を年度ごとに変えたり、評価方法に工夫を持たせたりすることで、評価が一面的になったり、ルーティーン化してしまう危険を避ける努力をする必要がある。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・本学部 2010 年 3 月に「法学部アドミッショն・ポリシー」を策定し、その中で、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化し、幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手を育成すること、という教育目標を明示した。また、その中で、学部の教育目標とされる「法的素養を身につける」ために、大学入学後はもちろん、高校でも基本となる幅広い教科を学習しておく必要がある、としたうえで、一定の国語力が必須であること、外国語の習得も有益であること、日本史や世界史（とりわけ近代市民社会の歴史）あるいは政治・経済等の基本的な理解が必要なこと、数学や理科系の科目の学習も論理的思考力を養う上で有益であること、と各受験科目の必要性を具体的に示した。こうしたことは、我が法学部の教育の要点を理解し、この学部で学ぶ機会を獲得する上で高校で、そして大学入学後も、どのような科目等、学問分野の基礎知識を身につけることを期待されているかを、示したもので、受験生にとっての指針となるとともに、法学部の教職員に対しても改めて我が学部の教育の理念・目標を再確認させるものである。
- ・公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行うために 2009 年度も種々の入試制度につき検討を行い、様々な改善を行った。
 - 1)一般入試に限り、2009 年度入試から、全学部統一試験の試験科目については選択科目に理科と数学の追加を、また、センター試験利用入試については、4 科目方式・5 科目方式の導入及び 3 科目方式につき選択科目に理科と数学の追加を行い、法学教育にとり重要な論理的思考の基礎的素養を有すると考えられる理科や数学に秀でた志願者への道を開き、入試を実施した。
 - 2)近年減少している地方出身者の入学者を確保するため実施してきている「指定校推薦入学制度」については、当該制度実施後 3 年目を経たことから、2009 年度に当該入試規定に基づき実績を踏まえ、一部見直しを行った。また、この指定校制度の出願資格についても見直しを行ない、出願の際混乱のないよう、改善した。
 - 3)これまでの社会人特別入試制度の出願者の内訳が主婦や現在無職者のものが大半を占めることになっていることから、社会人の勉学意欲に応えるため、また、これまでの一般学生と学ぶ中で一般学生の学習への刺激や一般学生のキャリアプランニングへの積極的取り組みへの刺激を与えてもらってきた経験を踏まえて、2010 年度入試(2009 年度実施)から、これまでの社会人特別入試を廃止し、対象年齢を 50 歳以上の者とし、入試科目から外国語を廃止して小論文および個別面接とする「社会人特別入試(マスターズ入試)」を実施した。対象年齢を引き上げた結果か、志願者は一人しかいなかったが、社会人の勉学意欲に応えつつ一般学生への良い刺激の付与をこれまで以上に追求できる制度として整えられたといえる。今後社会人教育のための独自のカリキュラム等を視野に入れたカリキュラム案策定のための問題点の整理を並行して進めることにより一層そのような制度として充実させていく必要がある。
 - 4)全学的入試制度として 2005 年度入試より実施してきた「スポーツAO入試」を、本学体育会運動部の更なる強化等を目的にこれを改革し 2009 年度入試より「スポーツ特別入試」として実施し、本学部はその一環として 40 名のスポーツ選手を募集している。これらの学生の入学後の成績不振傾向に対して本学部独自に大学院生 TA による学習支援を行っている。
 - 5)海外就学者特別入試については、採点委員等の具体的入試担当者の改善要望を受け、海外

での教育・居住体験や知識を実質あらしめるため海外居住最低年齢の6歳から8歳への引上げ、語学資格試験の英語の基準点の引上げ、入試科目の一つであるグループディスカッションは海外修学で培った積極性を見る点では疑問も出てきていることから、グループディスカッションに代えて各受験生のプレゼンテーションを入試科目とし面接と連続させて各受験生の個性をより一層判定できるものにした。

- 6) 法学部の4つの目標・目的の「④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」に関わり、法学部の学生定員を2006年度より900名とし、指定校推薦入試、編入学制度改革、全学部統一入試やセンター試験利用入試の改善の中で一般入試定員枠を2009年度入試(2008年度実施)から520名としていたが、2010年度入試(2009年度実施)では450名に削減した。さらに435名(2011年度入試)に減ずる予定である。これにより、入学者数の定員超過要因を減少させ、入学定員と入学者数の比率の適切性を図ってきた。このことは、収容定員3600名に対する在籍学生数の比率の適切性に大きく寄与している。
- 7) 外国人留学生受入れに関して、2009年度には、学内の国際教育センターからの依頼に基づき、2011年度入試に向けて外国人留学生入試のTOEFL証明書提出期限に関わり変更を加え、受験生の便宜を図った。

(2) 改善すべき点

・法学部では、法学部の教育理念「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」の達成のため、4つの主な具体的目標・目的を設定し、さらに今年度は、法学部アドミッション・ポリシー策定の中で、この教育理念に則った「幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応える自律的な市民社会の担い手を育成すること」という教育目標を明確にして、学生の受け入れに弛むことなく、検証・見直し・改革案確定・実施・検証を続けてきているが、これまでの、特に昨2008年度から今年2009年度そして2010年度にかけての実施・検証から、改善すべき点あるいは検討すべき点もいくつか浮かび上がってきていている。

- 1) 学部の教育理念・教育目標を実現する上で、また、法学部の学生募集と入学者選抜における4つの目標・目的の「④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」を達成する上でも、学生定員の定員を適正化することがますます重要になってきている。全学の学部再編の中で、学生定員を現在の900名から教授会で決議済みの700名にできるだけ早く削減することである。
- 2) 高大連携強化のため、付属高校における高大連携授業と夏期講座、一般高校への出張講義のほか等を実施しているが、今後特に入学前指導充実のための具体的方策の検討を行う必要がある。
- 3) 一般入試については、前述1)の学生定員の適正化と関連させつつ、また、偏差値主義の弊害を防止し個性を重視した多様な学生の確保の観点から、特別入試の在り方との兼ね合いをも考慮しながら、今後とも検討していく必要がある。この際、優秀な入学者を受け入れるために、飛び入学制度の検討も浮上してきている。
- 4) 指定校推薦入学制度については、当該制度実施後3年目を経たことから、2009年度に当該入試規定に基づき実績を踏まえ、指定校の一部見直し等を行ったが、全般的見直しには、今後入

学者の追跡調査を基礎に分析を進める必要がある。

- 5) 社会人特別入試(マスターズ入試)については、今後数年の実績を重ねる中で改めて当該入試制度自体の見直しの必要性を判断することになる。その間に社会人教育のための独自のカリキュラム等を視野に入れたカリキュラム案策定のための問題点の整理を進めることが必要になる。
- 6) AO入試に関わっては、当該入試による入学者の基礎学力不足等の弊害ある者が多くみられる事から、その問題点を整理した検討のたたき台作成を見合せているが、今後どのように扱うかの検討をする必要がある。
- 7) 海外就学者特別入試については、2009年度の改正・実施を踏まえた入学者が学部の教育理念・教育目標に照らしたときにどのような学生として成長し、巣立っていったかを検証する中で、改めて当該入試制度を見直すかの検討をすることになる。
- 8) 学生収容定員に対する在籍学生比率の改善との関わりでは、入学手続き率・入学手続者数という不確定要素はあるものの、主として多様な個性豊かな特別入試による入学定員枠との関連も考慮しつつ前述の1)の入学定員の適切化と一般入試による受け入れ学生数の見直しのなかで、その改善を図ることになる。ただ、在籍者数は学生の2年生から3年生への学年進学数及び卒業生数(4年次原級者数)と密接に関連し、カリキュラムの在り方、学生の勉学努力はもちろん、特に現役4年生の就職状況(就職未決定者の留年)とも関わるので、今後とも学部独自にまた全学的にきめ細かな対応の検討を継続的していかなければならない。
- 9) 外国人留学生受入れに関しては、学部独自での見直し以前に大学全体の受入れ態勢に負うところが大であるので、国際教育センター等全学レベルからの情報取得を踏まえそれらと連携する中で学部として対応していくことになる。
- 10) 編入学者受入れに関わり、その増加のためにも、他大学等での体育や語学等の単位未履修科目を多数履修しなければならない学生に本学部における法律科目履修機会を確保させるため、編入学者に対する語学科目や教養科目を一括認定することの問題点の整理を、2009年度の課題としながら実行しなかったので、次年度(2010年度)に着手する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

上記改善すべき諸点のうち、6)AO入試に関わる検討は法学部入試制度検討専門部会で、10)編入学者の他大学での履修科目単位の単位認定に関しては法学部カリキュラム運営専門部会で、検討することになる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

上記改善すべき諸点のうち、6) 10)を除く諸点は中期的課題となる。1)は学部執行部で、2)3) 9)は学部入試制度検討専門部会で、4)5)8)は学部入試制度検討専門部会が主としたり学部カリキュラム運営専門部会が協力して、7)は学部カリキュラム運営専門部会が主となり、継続的に検証・検討することになる。なお、1)の学生定員の適正化(700名への削減)は全学的学部再編に絡まるもので、「現代教養デザイン学部(仮称)」「総合数理学部(仮称)」が検討されている現在、早期に実現される可能性がある。

5 根拠資料

資料5-1 大学基礎データⅢ学生の受け入れ1~4, 6

資料5-2 明治大学2010入試データブック

資料5-3 法学部入試制度検討専門部会より学部長への答申書、および、議事録

資料5-4 学部アドミッション・ポリシー

VI 学生支援

実績・データ

表① 退学者数及び退学理由

	病気	一身上 都合・そ の他	他大学 入学	経済的 理由	飛び級 合格	合計
2007年	1	22	12	2	0	37
2008年	1	25	5	0	3	34
2009年	1	7	5	2	0	15

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(2) 学生支援に関する方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

①学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

①留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

- 新学期に原級生に対するガイダンスを実施し、学年進行管理の徹底化に努めている。
- 2009年度において除籍を除いた退学者は15名であった。身体的・精神的病気により退学を余儀なくされる学生が増加している。また、死亡退学者が2名いた。
- 2005年度から法学部では半期の法律リテラシー・教養基礎演習を導入し、法学部のすべての

学生が少人数ゼミを履修することになった。これは、高校教育から大学教育への勉学上の自立を促す橋渡しを狙いとしているが、同時に、大学生活における悩みや進路相談など、勉学に関する生活相談の相手として担当教員が対応できる仕組となっている。

②補習・補充教育に関する支援体制とその実施

法学部ではスポーツ特別入学試験および留学生試験での入学者に対し、TAによる学習支援を行っている。毎週月～金の 13:00～18:00 まで、駿河台または和泉校舎で開室しており、学生への認知度も年々上がっている。2010 年度からは、実験的に一般学生へも対象を広げている。

③障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

ボランティア活動に関しては、全学ボランティアセンターを通して支援するほか、本学部在学の視聴覚障害学生への補助者を募り、その活動を補助している。学生による無料法律相談等のボランティア活動を支援している。ボランティア活動について、単位認定はしていないが、特に秀でた者は学部長表彰の対象としている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか

①進路選択に関する指導・ガイダンスの実施

法学部では将来の進路に応じたコース制を設けており、1年次の秋にコース選択ガイダンスを行っている。また、就職・キャリア支援センターが業界研究セミナー等、各種セミナー・講座を開いている。法学部独自のインターンシップ制度を設け、企業・団体の法務部門等への派遣等を行ない、具体的な就業イメージ作りに役立っている。その他、各専門演習において担当教員が進路等の相談に応じている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

スポーツ学生に対しては上記学習支援のほか、成績不良者に対して教務主任が面談を行なうことにより、単位を修得し、4年間で卒業する者が増えている。

2009 年度卒業生のコース別進路を見る限り、コースの特徴に応じた方面へ進んでおり、各コースの役割が果たされている。

(2) 改善すべき点

- 留年生が各年次に一定数存在していることは、第一に当該学生の学習意欲の欠如があげられるが、たとえばスポーツ学生についてはすべてではないにしても、練習・稽古などにより授業に出られないケースもある。それについては当該運動部の部長・監督の授業に対する理解が不可欠である。このほか、一般学生の留年については、日ごろからのケアが必要となる。

- 近年の経済状況のため、今後は経済的理由による退学者が増大する可能性が高い。特に、地方経済の破綻状況により、経済的負担の大きい地方からの学生の退学が増える可能性がある。

- ボランティア活動と正課授業との関係が明確でない。

- 法学部独自のインターンシップ制度は、希望学生数に対し、派遣先企業・団体数が不足している。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- スポーツ学生および留学生については、1人が必ず1度は学習支援を利用するよう、運動部ごとに働きかける。

- ・2010年度以降は学習支援について一般学生へも開放する。成績不良者に対しては面接等を行ない、学習支援の利用を促す。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・インターンシップは、就職・キャリア支援センターに統括して全学的に実施する。

5 根拠資料

資料6-1 法学部シラバス

資料6-2 学習支援掲示

資料6-3 インターンシップ募集要項 09年版

VII 教育研究等環境

自己点検・評価（2009年度の実績）

[VII-3 研究環境等]

1. 目的・目標

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

駿河台地区および和泉地区において、各教員に研究室が割り当てられている。

自習室は現在準備されていない。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

駿河台地区では、リバティータワー、アカデミーコモンにおいて、多くの教室が提供されている。和泉地区では、メディア棟が重要な教育拠点となっている。さらに、新図書館が建設される予定である。

(2) 改善すべき点

学生が授業の前後に活用することができる自習室の整備が必要である。

また、知の拠点としての研究室のよりいっそうの整備という観点からみた場合、研究室スペースの拡充ならびに複数の建物に分散している研究室を集約させる必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

11号館設置教室に替わる代替教室の確保が急務である。さらに、2013年度運用開始予定のC

地区ラボタワーと既存研究施設との連携強化策の早急な策定が望まれる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

ラボタワー運用開始後のリバティータワー19階以上の利用計画の策定が必要である。また、教育の充実という観点から、施設の弾力的な運用が求められる。

5 根拠資料

資料1

資料2

資料3

X 内部質保証

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

自己点検・評価の目的は、その結果をもとにして次の2つ:(1)まったく新しい行き方を実現することにつながる革新への道と、(2)これまで不十分だった行き方を改革・改善するためのPDCAサイクルを回すことである。すなわち、自己点検・評価によって、これまでにない新しい価値を生み出すための意味を創造できる可能性があるか、そのためにささいな試みを実行しているか、実行した結果が目標や計画に沿ったものになっているか、沿っていないとすれば何が問題なのか一一等を、根拠をもとに冷静に検証することで、内部質保証システムを健全に保ち有効に機能させることを目標としている。

2. 現状（2009年度の実績）

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

②内部質保証を掌る組織の整備

教育組織等については学部執行部が、教育内容についてはカリキュラム運営専門部会を中心となり、随時問題点の発見・改善に努めることで、PDCAサイクルを形成している。とくにカリキュラム運営専門部会は各コース主任および各科目群主任から構成されており、教育内容の見直しを継続的に行なっている。

③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

自己点検・評価結果を学部執行部が確認し、改善内容について学部内各種委員会（カリキュラム運営専門部会・人事計画委員会等）に諮問、その答申結果を年度計画に反映することによって、学部全体としての内部質保証のシステムを構築している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

自己点検・評価委員に学部執行部メンバーが加わることにより、自己点検の結果をカリキュラム運営・人事計画・年度計画等に反映されている。

(2) 改善すべき点

自己点検・評価報告書には学部の具体的な行動を促すための制度的な保障がないため、自己点検の結果を効率的に学部運営に反映できない可能性がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

・改善アクションプランを年度計画のプロセスと連動させ、2011 年の改善報告書の提出までに具体的な改善を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

・毎年恒常的に行っている自己点検・評価のプロセスを生かすために、学部内規の整備など、全学委員会のコメント、学部評価委員会による評価を具体的な改革につなげる方途を検討すべきである。
・負担及び負担感を軽減するために、報告書の形式や依頼方法について工夫する。
・自己点検・評価プロセスの実効性を高めるため予算プロセスや現場での改革への連動が重要である。
・自己点検・評価活動の意義を多くの教職員に理解してもらうための啓蒙活動を行うべきである。
・法科大学院及び専門職大学院については、認証評価機関による指摘への対応を進めるとともに、全学的な自己点検・評価のプロセスの中で自己点検・評価を行う体制を整える必要がある。

5 根拠資料

- ・自己点検評価委員会記録 2009-1